

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書

学校現場では、子どもの貧困・いじめ・不登校、教員の長時間労働や未配置など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月、義務標準法の改正により小学校の学級編制標準が段階的に35人に引き下げられました。小学校に留まることなく、今後は中学校での35人学級の早期実施が不可欠です。加えて、きめ細かな教育をするためには、さらなる学級編制標準の引き下げによる少人数学級の実現が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。子どもたちが、全国のどこに住んでいても一定水準の教育が受けられることは憲法上の要請であり、国庫負担制度の堅持は不可欠です。

以上の観点から、政府予算編成において下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、地方財源を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年9月20日

茨城県笠間市議会議長 大関 久義

(宛先)

衆議院議長	細田 博之 殿
参議院議長	尾辻 秀久 殿
内閣総理大臣	岸田 文雄 殿
財務大臣	鈴木 俊一 殿
総務大臣	鈴木 淳司 殿
文部科学大臣	盛山 正仁 殿